

## 垂水区社会福祉協議会子どもの居場所立ち上げ支援助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市垂水区社会福祉協議会(以下「本会」という)が共同募金の配分金の一部を財源として、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関、団体に対し、居場所を必要とする小学生以上の子ども(以下「子ども」という)たちが地域で学び育つことができる垂水区(以下「区内」という)の居場所づくりのための団体活動を支援することを目的とし、その活動に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものである。

### (助成の目的)

第2条 垂水区社会福祉協議会子どもの居場所事業立ち上げ支援助成「(以下「居場所助成」という。)」は、社会福祉法第117条の各項と社会福祉法人兵庫県共同募金会配分規程に従い、寄付者の意思を尊重し適正公平かつ社会福祉の増進に効果のある活動に対し助成することを目的とする。

### (居場所助成へ申請できる対象団体)

第3条 居場所助成に申請できる団体は、区内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を行う団体であって、今後、子どもの居場所事業を立ち上げようとしている次の各号に掲げる団体とする。なお、法人格のない団体も可とする。

- (1) 社会福祉法第2条第2項および第3項(第13号を除く)に規定する施設
- (2) 構成員5名以上で、地域活動や、児童支援に資する福祉活度の経験がある団体・グループ
- (3) その他、本会が特に必要と認めた団体

### (居場所助成へ申請できない団体の条件)

第4条 第3条に定める団体のうち、次の各号に掲げる団体は助成対象から除く。

- (1) 国籍、宗教、政党等、社会福祉的な性格の明らかでない団体
- (2) 活動計画、予算、決算等が整備されていない団体
- (3) 同じ事業において他の公的助成金・補助金を受けている団体

### (居場所助成の対象事業)

第5条 居場所助成の対象事業は、垂水区(以下「区内」という)において5名以上の小学生を対象に、原則月1回以上の頻度で、自ら調理した食事を提供する事業、または宿題や自主学習を支援する事業とする。なお、参加費は実費(材料費)徴収までとする。

(助成金額)

第 6 条 助成金額は、1 団体 5 万円以内とする。また、助成は活動立ち上げ時に 1 回限りとする。

(助成対象経費)

第 7 条 助成対象経費は、消耗品費、講師謝金、材料費、印刷費、会場借上費、備品費、とする。(カメラやビデオ、パソコンは除く)

(居場所助成の申請)

第 8 条 居場所助成を受けようとする団体は、定められた日までに申請書と必要な書類(以下「申請書等」という)を添付し、本会に対し申請しなければならない。

(審査)

第 9 条 本会は、申請案件について前条に定める申請については、本会事務局に設置する審査会において、第 3 条から第 6 条各号の要件に照らし合わせ、助成の採否及び助成予定額を審査する。

(居場所助成額の決定)

第 10 条 本会は、第 8 条の審査結果を踏まえ、助成の受配者および助成決定額について、申請団体に通知する。

2 前項の場合において、本会は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(居場所助成助成金の交付)

第 11 条 前条の決定通知を受けた団体は本会に助成金請求書を提出し、本会は速やかにこれを支払う。

(採択事業の変更)

第 12 条 受配者が助成決定後、やむを得ない事情により助成が決定した事業の内容を変更したいときは、計画変更申請書を提出しなければならない。

2 第 1 項において事業内容の変更が軽微なものに限りこれを認める。

3 第 2 項の決定は本会理事長がこれを行う。

(居場所助成の経理)

第 13 条 受配者は、助成金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。

(居場所助成の使途報告)

第 14 条 受配者は、居場所助成により採択された事業を完了したとき(中止又は廃止した場合を含む)は、事業終了後 1 か月以内又は、翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで、別に定める助成金の使途を明らかにした報告書に必要な書類を添付し本会に提出しなければならない。

- 2 受配者は、本会が開催する活動(事業)報告会に参加しなければならない。
- 3 受配者は、助成金の使途に関し、区民への周知を図るよう努めなければならない。

(居場所助成の監査)

第 14 条 本会は、助成金の使途に関係ある範囲で、適時、監査を行う。

- 2 受配者は、本会が要求する時は必要な記録および諸帳簿等を呈示し、監査を拒むことはできない。

(居場所助成の取消等)

第 15 条 受配者が事業を実施するにあたり、次の各号の一に該当するとき、本会は、助成決定を変更もしくは取消し、または助成金の一部もしくは全額を本会に返還させることができる。

- (1) 助成決定後、事業を一部休止または廃止したとき
- (2) 事業に要した経費が助成金を下回ったとき
- (3) 助成金を指定された事業以外に使用したとき
- (4) 事業と相違した助成申請または使途報告を行ったとき
- (5) 経理状況が極めて不良と認められたとき
- (6) 第 9 条第 2 項の条件が付された場合において、その条件を履行しなかったとき
- (7) その他、本会の指示に従わない、または不相当と認められたとき
- (8) 本要綱に違反する行為があったとき

附 則

この要綱は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。